

○契約書類（工事工程表）の提出について

請負契約約款第3条に規定する契約時の工事工程表の提出について、以下のとおり見直します。

現行

提出時期：**契約時**

共通仕様書：受注者は、約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。



令和7年4月～

提出時期：**契約後**

共通仕様書：受注者は、**現地測量を行い、入念に計画した上で**約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、工事監督員に提出しなければならない。**なお、施工計画書を提出する場合は、その中に含めることができる。また、重要な変更により工程を見直した場合は、その都度、変更したものを提出しなければならない。**